

介護サービス事業者の業務管理体制所管解説表

(令和3年4月1日以降)

【届出先】

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

事業所等所在地等区分	所管（届出先）
① 事業所等が3つ以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2つ以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2つ以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所（本社）が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1つの都道府県の区域に所在する事業者であって④及び⑤以外の事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1つの指定都市及び中核市の区域に所在する事業者、	指定都市及び中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（介護予防を含む）のみを行う事業者であって、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

※所管（届出先）は、原則として事業所等の所在地を基準として区分されます。

事業者（法人）の主たる事務所（本社）の所在地については、②の場合にチェックポイントとなります。

※指定都市及び中核市以外に所在する居宅介護支援事業所を運営する事業者については、当該事業所についての業務管理体制の届出先は、都道府県となります。

指定権者と業務管理体制届出先が異なっていますので、各市町村は、該当の事業者に対して、業務管理体制届出書については、都道府県に提出するよう指導してください。

＜所管区分適用の参考例＞

パターン例	所管（届出先）
① 事業所が大分市、広島市、名古屋市に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所が大分市、広島市に所在し、本社が大分市に所在する事業者	大分県知事
③ 大分市内に訪問介護と通所介護と居宅介護支援の事業所があり、由布市内に地域密着型通所介護の事業所がある事業者	大分県知事
③ 別府市内に認知症対応型共同生活介護と通所介護の事業所がある事業者 （※別府市内のみに事業所あり）	大分県知事
③ 別府市内に居宅介護支援事業所がある事業者（別府市内に本社あり） （※別府市内のみに事業所あり）	大分県知事
③ 大分市内に本社があり、別府市に居宅介護支援事業所がある事業者 （※大分市内には事業所なし）	大分県知事
④ 大分市内に訪問介護と通所介護と居宅介護支援の事業所がある事業者 （※大分市内のみに事業所あり）	大分市長
④ 大分市内に特定施設入居者生活介護の事業所がある事業者（日出町内に本社あり） （※大分市内のみに事業所あり）	大分市長
④ 大分市内に地域密着型通所介護事業所がある事業者 （※大分市内のみに事業所あり）	大分市長
⑤ 別府市内に地域密着型通所介護事業所がある事業者 （※別府市内のみに事業所あり）	別府市長